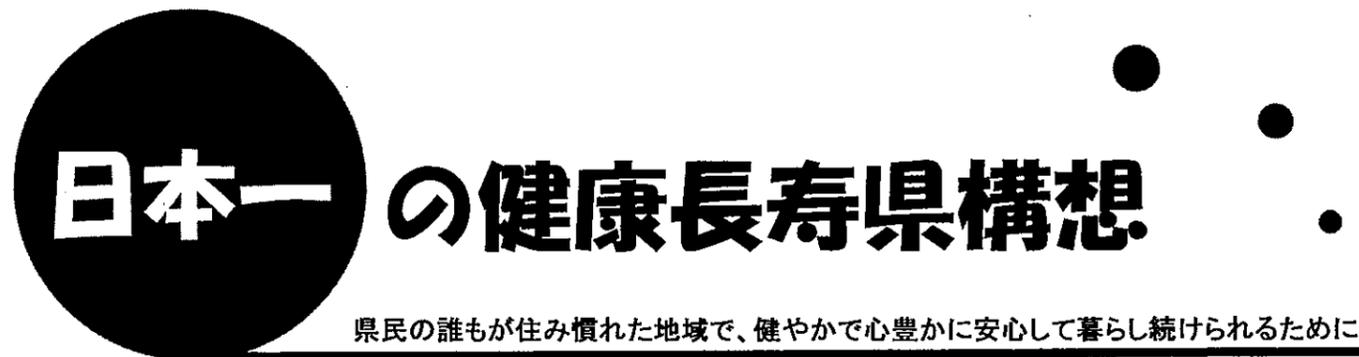


# 令和4年度 第1回 日本一の健康長寿県構想推進会議

説明資料(子ども・福祉政策部)



第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 3  
令和4年度 PDCAシート【年間計画】

シートNO II-11

第1回推進会議

作成課・担当 地域福祉政策課・高橋

柱Ⅱ 具体的な施策名 地域共生社会の推進(包括的な支援体制の整備)

【構想冊子p.42】

目標値	指標	基準値	第4期構想 各年度末の目標値【( )内は最新値】			
			令和3年度 評価	令和4年度	令和5年度	評価
包括的な支援体制を整備している市町村(努力義務)	一括交付金(重層的支援体制整備事業)を活用している市町村(移行準備事業含む)	6市町	X	12市町村	18市町村	
		以下2点の要件を満たした市町村 ①地域福祉支援計画へ記載されていること ②包括的な支援体制の構築に向けたチェックリストの要件を満たすこと	27市町村	全市町村		
【代替指標】 地域共生社会の推進宣言を行った市町村		-	-			
あるべき姿(令和5年度)	全市町村で包括的な支援体制が構築され、複雑化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態					
現状	・社会福祉では、高齢、障害、児童、生活困窮など各分野の制度が確立し、課題に応じたサービスを提供 ・地域のつながりが弱まる中、個人や家庭が抱える課題が複雑化・複合化し、各分野のサービスでは十分に対応できないケースが増加					
課題	・地域から孤立し、支援が十分届かないことで、問題が深刻化するケースも多く見られる ・問題を早期に発見して、速やかに支援につなげる「予防」の取組や体制が必要					

令和4年度の具体的な進め方【P】

対策	市町村における「包括的な支援体制」の整備を支援	市町村の意識付けや 県民・事業者の意識の醸成
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応</li> <li>地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理</li> <li>地域共生社会推進アドバイザーの派遣</li> <li>あったかふれあいセンターの機能強化</li> <li>民生委員・児童委員の見守りネットワークなど地域づくりに向けた支援 など</li> </ul>	
4月		
5月		
6月		■市町村説明会(5月)
7月		■市町村長訪問(5月～7月)
8月		■トップセミナー(5月)
9月	■各市町村への包括的な支援体制のチェックリストによる確認	
10月		■地域共生社会フォーラム(9月～10月)
11月	■相談支援対応力向上研修(10月～11月)	
12月		
1月		
2月		
3月		

次年度予算への反映

# 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

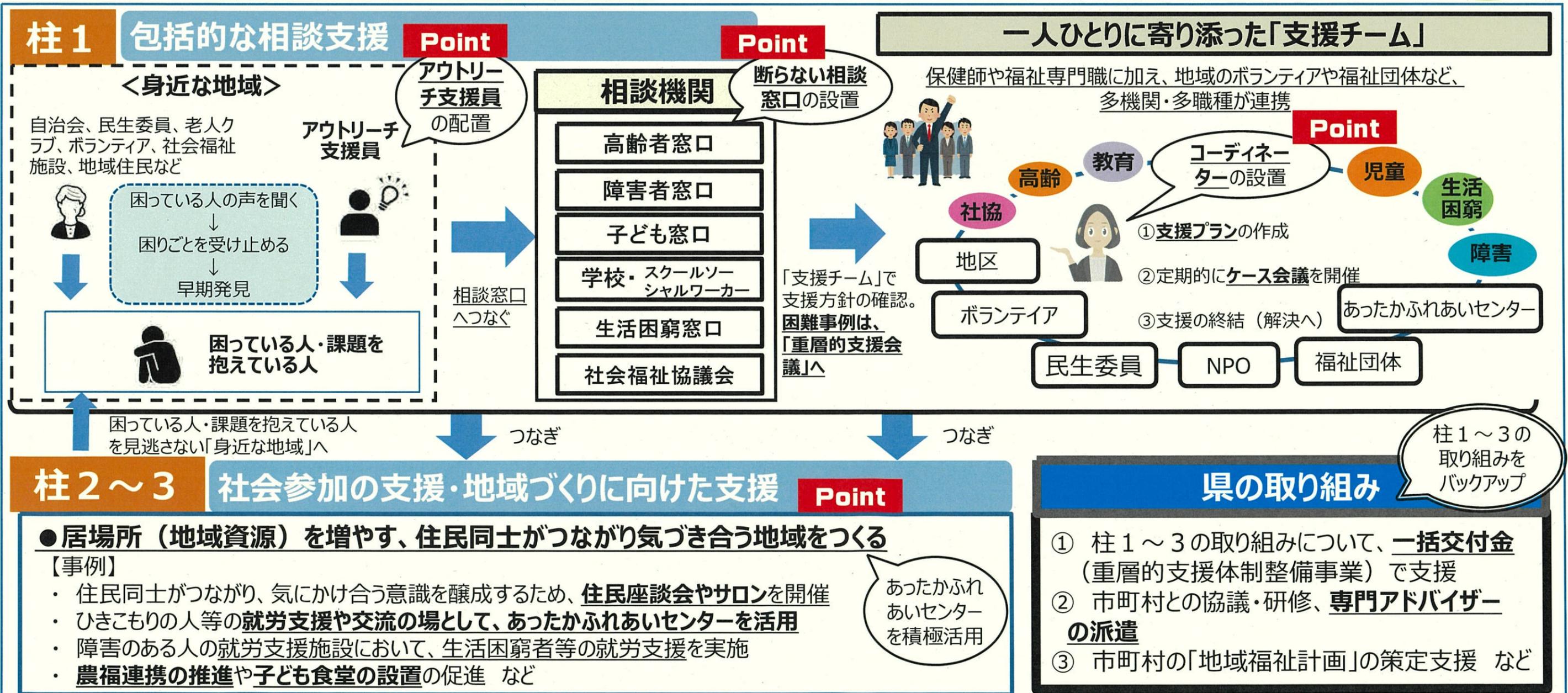
- 高齢、障害、児童、生活困窮など、一定制度が確立している分野がある一方で、8050問題やヤングケアラーなど、**複雑化・複合化した課題に対しては、十分に対応できていない状況**がある。
- 具体的には、**①世帯の複合課題**があること（8050問題、ヤングケアラー等）、**②制度の狭間**にあること（制度対象外、一時的な課題など）、**③自ら相談に行く力がない・周囲が気付いても対応がわからないこと**、などが考えられる要因。
- こうした課題に対応するには、**公的福祉サービスの充実に加え、身近な地域で相互に支え合うコミュニティをつくる**ことが重要。

➡ **身近な地域で支え合い、多機関協働で課題解決に導く包括的な支援体制の整備が必要**



## 地域で支え合う包括的な支援体制のイメージ

※以下は、典型的なモデル。実際には一から作り上げるのではなく、既存の社会資源を活用しながら**地域の実情に応じたオーダーメイドの体制整備**となる。



# 県の取り組みについて

- 地域共生社会の実現に向けては、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「**相互に支え合う**」**地域づくりが重要**。
- そのため、県では、**行政面では、市町村の包括的な支援体制の整備をバックアップ**するとともに、**県民向けの「相互に支え合う」意識醸成と、地域の人づくりに関する施策を推進**する。

## 1 行政（市町村）の体制整備への支援

### 1 市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援

- ・ 包括的な支援体制は、一から創り上げるのではなく、各地域の強みを活かし、弱みを補いながら、**地域とともに整備**するもの。
  - ・ **市町村の体制整備や地域福祉計画の改定（※）、交付金の活用などに係る諸課題について、福祉保健所と連携して個別に伴走支援**。
- ※ 社会福祉法では、市町村の地域福祉計画に、「包括的な支援体制の整備」の項目を盛り込むことが規定（努力義務）

### 2 研修・説明会等を通じた支援等

- ・ 包括的な支援体制の整備には、庁内全体の組織体制や人員配置、仕事の進め方などの再検討が伴うもの。
- ・ そのため、本年度は、担当者向けの研修や説明会に加え、新たに**市町村長向けのトップセミナー**を開催。

### 3 専門アドバイザー派遣による支援

- ・ 市町村の体制整備に当たり、組織横断的な連携の方法や交付金活用、複雑な家庭への対応方法などの市町村の困りごとを解決するため、新たに「**地域共生社会推進アドバイザー派遣制度**」を創設。

## 2 県民向けの意識醸成と地域の人づくり

### 1 地域共生社会推進フォーラム（仮）（10月予定）の開催

- ・ 「地域共生社会」の知名度向上や、「**相互に支え合う**」意識を醸成するため、**広く県民を対象としたフォーラム**を開催。  
⇒ 知事・市町村長・社会福祉協議会会長での「**地域共生社会の推進に関する共同宣言**」の実施も検討中

### 2 地域の皆が「我がこと」として孤独や不安に苦しむ人を支えようとする施策の展開

- ・ 地域福祉に関わる各分野において、「**相互に支え合う**」地域共生社会の理念を意識した**施策立案・展開**を図る。
- ・ 併せて、住民一人ひとりが**地域社会の一員として、ソーシャルワーク（よく聞く、受けとめる、見たてる、つなぐ、支える）**を意識し、実践できるような**地域の人づくりに関する施策**を展開。

# 【参考】モデル事業の成果からみる包括的な支援体制の整備を行うメリットについて

- 国では平成28年度から令和2年度にかけて包括的支援体制の構築事業に対してモデル事業を実施（令和2年度で208自治体）。
- 以下のとおり**モデル事業の効果や実施によって対応できるようになったケースが報告**されている。



市町村に対し、**こうした事例や体制整備のメリットを示しながら個別に伴走支援**

1

## 職員の意識変化・意識の高まり

- 相談のないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識ができた（芦屋市）
- 「対応する制度がないから対応しない」ではなく、まずは受け止め・関りをつくることが重要という姿勢に変わった（明石市、大田市、山形市）
- 世帯全体の課題をとらえようとする視点に変わった（北栄町、長久手市）
- 縦割り意識が低くなった（佐賀市）

2

## 世帯として課題を抱えているケースの顕在化

- 分野ごとの事業照会・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった（池田市）

3

## 分野を超えた連携ができるようになった

- エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部との情報共有が進んだ（名張市）
- 既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた（阪南市）
- **個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった**（御浜町、中土佐町）
- 企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた（芦屋市）

4

## 副次的な効果

- **防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた**（佐川町）
- 職場の雰囲気よくなった（今別町）
- 各分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった（矢巾町）

5

## モデル事業の実施によって対応できるようになったケース

- ひきこもり状態にある方、社会的孤立のケース（阪南市、芦屋市）
- 手帳を有していない精神障がい者などがいる世帯で家族の支援が得られないケース（亀山市）
- 本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース（山形市）
- アルコール問題を有しているケース（宇多津町）
- 親亡き後の障がい者ケース（富山市）

### Point

- 生きづらさを抱えた人や世帯を**早期発見し深刻化を防止！**
- 多機関協働で解決に導く仕組み（システム）を整備することで**個人や単一の相談支援窓口で抱え込む状態が改善！**
- 各分野の補助金を束ねて**使途の自由度の高い一括交付金として支援！**併せて、**キーマンとなるコーディネーターやアウトリーチ支援員等の経費についても3/4の交付率で一括交付！**

# 第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 3 令和4年度 PDCAシート【年間計画】

シートNO II-18(2)

第1回推進会議

作成課・担当 障害保健支援課・岩崎

柱Ⅱ 具体的な施策名 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備（農福連携の推進）

【構想冊子p.50】

目標値	指標	基準値	第4期構想各年度末の目標値【( )内は最新値】			評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
農業分野で就労する障害者等の人数	400人 (R1)	550人 (588人)	◎	625人 修正後:700人	700人 修正後:820人	
			○	40事業所 《6件》	50事業所 《10件》	
【代替指標】 農福連携に取り組む障害福祉事業所数 《コーディネートによるマッチング件数》	31事業所 (R3.6)	35事業所 (33事業所) 《1件》	○	40事業所 《6件》	50事業所 《10件》	
【代替指標】 就労体験実施件数 (農業分野)	43件 (R3)	(43件)	—	51件	64件	

## あるべき姿 (令和5年度)

障害者だけでなく、ひきこもり状態の方や生活困窮者など、生きづらさを抱える方たちが福祉や農業関係者等の包括的な支援により働く場や居場所を得ており、こうした農福連携の取組が地域共生社会の実現に寄与している。

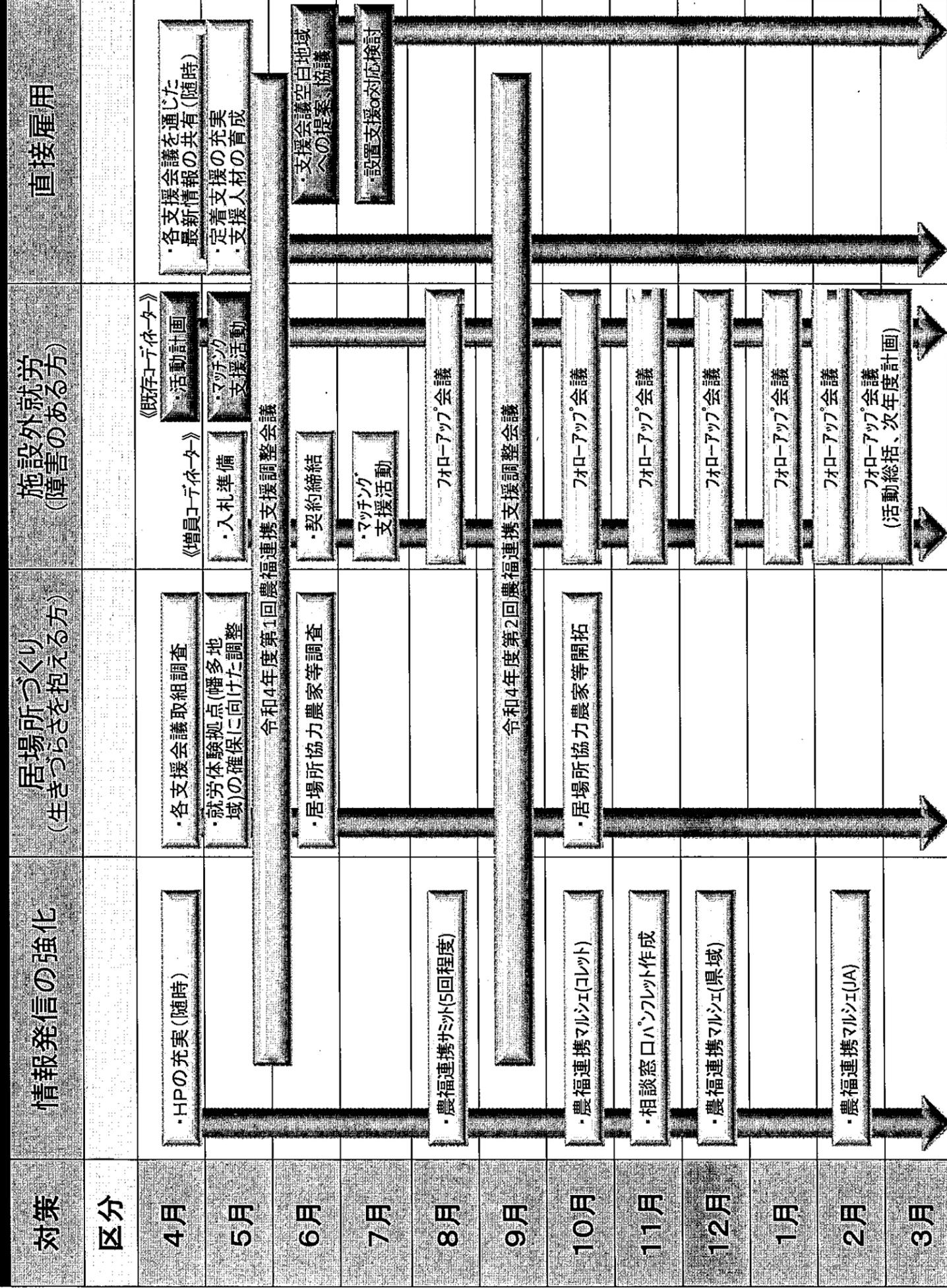
## 現状

- 地域地域で農業・福祉・行政機関等が連携し、農福連携に係る意識醸成からマッチング支援、定着支援まで切れ目のない支援を行う農福連携支援会議を11地域19市町村(R4年4月現在)に設置。
- 令和3年度末の障害分野における従事者数は588名、うち施設外就労等476名、直接雇用等112名、(障害者529名、生きづらさを抱える方等59名)となっている。

## 課題

- 成功事例の共有など農福連携に関する情報発信が十分ではない。
- 農業分野と福祉分野の相互理解が十分ではない。
- 生きづらさを抱える方に対する伴走支援が十分ではない。
- 生きづらさを抱える方については、課題が複合的で社会的参加に時間を要するケースが多い。
- 市町村の「包括的な支援体制」の整備と一体的な支援が必要。

# 令和4年度の具体的な進め方【P】



現 状

＜あるべき姿＞

障害のある人だけでなく、生きづらさを抱える人たちが福祉や農業関係者等の支援によって居場所や働く場を得ていく「農福連携の取組」が、地域共生社会の実現に寄与している。

■ 支援会議の取組熟度に応じた対策を実施

⇒ 当初の目標(R5:700人)を1年前倒して達成することを目指す

農業分野で就労する障害者等（実績・R4目標）

(単位:人)

	R元		R2		R3		R4 (目標)	
	就労者数	就労者数	前年度比	就労者数	前年度比	就労者数	前年度比	
障害のある人	350	462	112	529	67	610	81	
直接雇用	35	34	▲ 1	53	19	80	27	
施設外就労等	315	428	113	476	48	530	54	
生きづらさを抱える人等	50	40	▲ 10	59	19	90	31	
合計	400	502	102	588	86	700	112	

農福連携支援会議一覧

各支援会議の取組状況や聞き取り調査結果を踏まえて取組熟度を分析

No.	地域	組織の名称	設立時期
1	安芸	室戸市障害者自立支援協議会就労支援部会	令和3年3月
2		安芸市農福連携研究会	令和元年5月 (農福連携の動きはH26から)
3	中央東	南国市農福連携研究会	令和3年2月
4		香南市農福連携研究会	令和4年2月
5	嶺北	れいほく地区障害者自立支援協議会就労支援部会 (本山町、大豊町、土佐町、大川村)	平成29年 (自立支援協議会の設立時期)
6	高知	高知市農福連携研究会	令和元年7月
7	中央西	土佐市農業労働力確保PT農福連携部会	令和3年3月
8		いの町農福連携研究会	令和3年8月
9	須崎	須崎市障害者自立支援協議会就労支援部会	令和2年10月
10	高南	四万十町農福連携推進協議会	令和元年8月
11	幡多	幡多地域農福連携協議会 (四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)	令和3年6月

農業分野で就労する障害者等（地域別）

(単位:人)

地域	一般就労			施設外就労等			合計		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3
安芸	54	35	54	12	45	80	66	80	134
中央東	10	11	25	15	27	21	25	38	46
嶺北	0	0	3	23	31	24	23	31	27
高知	13	18	11	63	99	149	76	117	160
中央西	7	7	10	57	65	100	64	72	110
須崎	1	2	5	41	72	20	42	74	25
高南	0	1	1	41	34	39	41	35	40
幡多	0	0	3	63	55	43	63	55	46
合計	85	74	112	315	428	476	400	502	588

- Point**
- ① 生きづらさを抱える人を支援する機関が、各々で課題を抱え込まずに多機関で受け止めるネットワーク
  - ② 生きづらさを抱える人の特性に応じて、支援対象者に寄り添った伴走支援機能
  - ③ 生きづらさを抱える人の受け皿（受入先農家等）

対 策

A

■ 受け皿の拡大

- ひきこもりの人を対象とした就労体験事業の利用促進
- 安芸市の「絆ファーム」による新たな受け皿づくりに向けた準備支援（農山漁村振興交付金を活用したハウス整備の支援など）

B

■ ネットワークづくり・伴走支援機能の確保・受け皿の拡大

- 生きづらさを抱える人を支援する団体に対して、支援会議への参画を働きかけ
- 対象者を伴走支援するコーディネーターを担う人材の設置を働きかけ（重層的支援体制整備事業の活用など）
- 各支援会議が実施する勉強会を支援（生きづらさを抱える人の特性等の理解促進）
- 支援会議にアドバイザーを派遣するなどして、マッチングを支援（先進地域の支援会議メンバーによるZoomでの助言など）

C

■ 意識の醸成

- 農福連携支援調整会議(県主催)などを通じて、包括的な支援体制の重要性について説明
- 先進地域の成功事例の情報を提供するとともに、先進地域の見学会や勉強会の開催を支援

A: 生きづらさを抱える人の支援に向けた取組や体制の構築ができていない支援会議

B: 生きづらさを抱える人の支援に取り組む可能性がある支援会議

C: 支援会議が立ち上がったばかりなどの理由により、現時点では生きづらさを抱える人の支援に取り組めていない支援会議 ※障害保健支援課独自の分類

# 第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 3 令和4年度 PDCAシート【年間計画】

シートNO Ⅲ-1(1) 第1回推進会議  
作成課・担当 子育て支援課 古味、山本 子ども家庭課小松

## 柱Ⅲ 具体的な施策名 高知版ネウボラの推進

【構想冊子p.65～66、67】

目標値	指標	基準値	第4期構想 各年度末の目標値【( )内は最新値】			評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
子育て世代包括支援センターと児童福祉が定期的な協議の場を活用し、連携して支援プランを見直している市町村		-	31市町村	○ 全市町村	全市町村	

あるべき姿 (令和5年度)  
子育て世代包括支援センターを起点として関係機関が情報共有と役割分担を行い、児童虐待など子育てのリスク予防に向けて切れ目なく支援する体制が構築できている

現状  
・母子保健と児童福祉が定期的な情報共有を実施している市町村：(R3) 31市町村  
・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置：(R4.4月) 16市町村  
・市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会にSSWが参加している市町村：(R3) 16市町村  
・児童福祉とSSWが月1回程度の定期的な情報共有を実施できている市町村：(R3) 13市町村

課題  
・乳幼児健診後から就学までの支援体制など、各市町村の現場における連携支援体制の検証  
・幅広い相談に対応するための多職種の連携支援体制の構築  
・子ども家庭総合支援拠点設置のための専門人材の確保  
・学校で把握した課題を早期に支援するための児童福祉部門とSSWとの連携の強化

### 令和4年度の具体的な進め方【P】

対策	妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化												
区分	市町村の連携支援体制の検証 (乳幼児健診から就学前等)	多職種による連携支援体制の構築	子ども家庭総合支援拠点の設置促進	児童福祉部門とSSWとの連携強化									
4月	母子保健担当者会 ・県より、乳児健診受診後の支援フローのモデルを提示 ・各市町村に作成を依頼	【通年】 ・児童相談所による資質向上研修 多職種連携実践研修 ・アセスメント力向上 ・連携手法検討	【通年】 ・交付金による設置支援 市町村訪問による助言指導 ・担当者の援助活動、組織的対応や進捗管理等への助言 実践的な援助スキル研修	【通年】 ・ヤングケアラーCoの活動等を通じて市町村の連携体制を把握									
5月	各市町村においてフォロー作成 ・作成過程で他部門との連携支援体制や役割分担を点検 ・福祉保健所による助言												
6月													
7月	【6月下旬～9月末】 市町村合同ヒアリング (全市町村訪問、母子保健・児童福祉・子育て支援部署との集合協議)												
8月	協議事項 ◇子育て世代包括支援センターを起点とした関係機関相互の情報共有・連携支援体制の確認 など ◇児童虐待の予防に向けた取組の状況把握及び課題整理												
9月	母子保健コーディネーター研修会 子育て世代包括支援センタースキルアップ研修会 市町村へのアドバイザー派遣開始 (5市町村各3回程度)												
10月	高知版ネウボラ推進研修会【仮】開催 ・子ども家庭センター(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的支援)に関する勉強会 ※以降、R5年度先行実施市町村の選定に向けて、各市町村と個別協議												
11月	合同ヒアリング課題整理、次年度の取組検討												
12月	全市町村から県にフロー提出 ・支援体制、役割分担の確認評価、助言(福祉保健所と連携)												
1月	児童福祉とSSWの連携の好事例を横展開												
2月	モデル市町村を中心に取組を横展開												
3月	支援体制検証・見直し完了 (R5は実践フェーズ)												

# 第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 3 令和4年度 PDCAシート【年間計画】

シートNO Ⅲ-1(2) 第1回推進会議

作成課・担当 子育て支援課 古味、山本 子ども家庭課小松  
教育委員会事務局

【構想冊子p.65~66、68】

## 高知版ネウボラの推進

指標	基準値	第4期構想 各年度末の目標値【( )内は最新値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター提供会員	684人 (H30)	840人 (R3.12 902人)	950人	1,050人
地域子育て支援センターの延べ利用者数	149,790人 (R2)	160,000人 (142,747人)	180,000人	200,000人
【代替指標】プレマnetアクセス件数	83,514件 (R2)	100,000件 (93,666件)	120,000件	140,000件

あるべき姿 (令和5年度) 高知県が『安心して「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」ができるような社会になっていると、多くの県民が実感できている (R1) 28.1% → (R5) 45.0%】

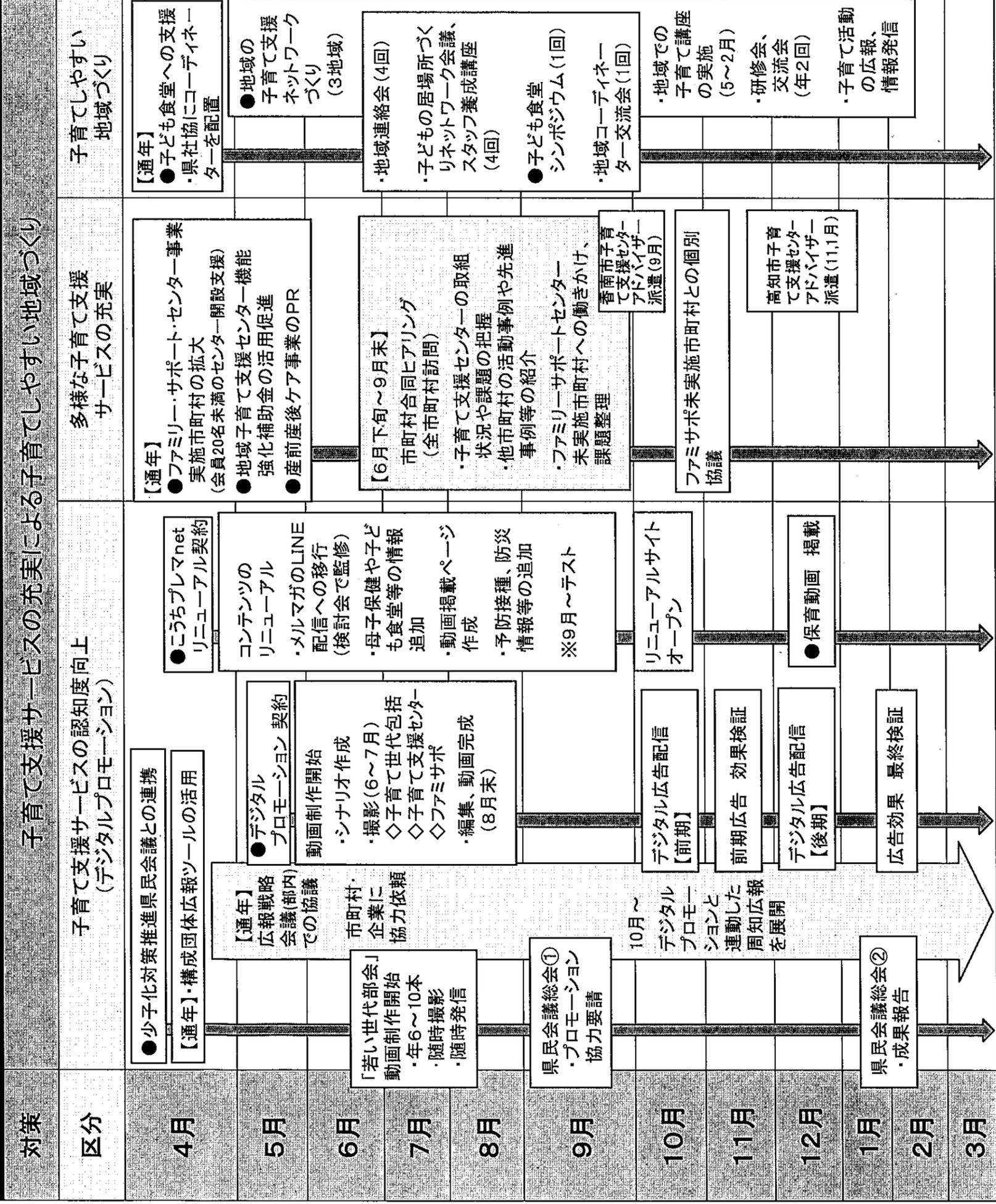
現状

- 子育て世代包括支援センター R4.4月から全市町村に設置
- 地域子育て支援センター 25市町村1広域連合59箇所 (出張ひろば9箇所含む)
- 多機能型保育支援事業 17か所 (園庭開放又は子育て相談の実施 278園(96.2%))
- 一時預かり事業 25市町村110か所 ・病児保育 11市町村25か所 ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数 906人
- 放課後児童クラブ186か所、子ども教室142か所 ・子ども食堂 11市9町88か所 ・子育てサークル 33か所

課題

- 子育て支援の取り組みは年々充実しているが、子育ての安心感はまだ十分に実感されておらず、子育て支援サービスの認知度を高める取り組みが必要
- 心身の不調が生じやすい産後ケアの充実や、働きながら子育てする家庭へのサポートが必要

## 令和4年度の具体的な進め方【P】



# 高知版ネウボラの推進

## 高知版ネウボラの目指す姿【KGI】

高知県が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる社会になっている R2:29.2% ⇒ R4目標:40.0%

全ての子どもが健やかに成長できるよう、子育て家庭の様々な不安に寄り添い「安心して妊娠・出産・子育てできる環境」を整える

- 目的**
- ◆子育て家庭が困りごとを抱え込まないよう孤立を防ぎ、子育てのリスク予防につなげる ⇒ 妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化
  - ◆子育ての不安や負担を軽減する様々な支援サービスにつなぎ、子育ての安心感を高める ⇒ 子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

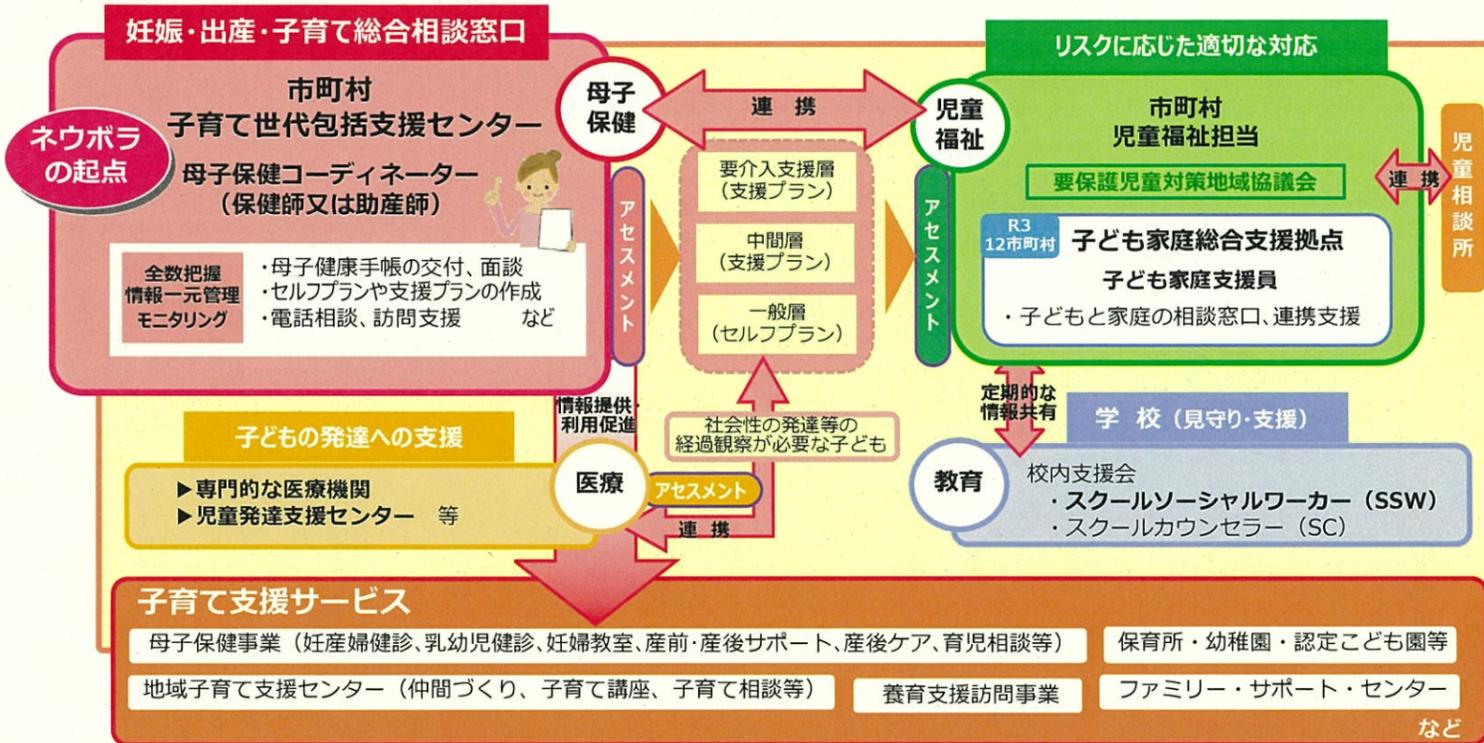
**取組**

### 高知版ネウボラの機能 ～ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援 ～

- ①ポピュレーションアプローチ：妊娠期から保健師等が全ての妊婦と面談し、個々に寄り添った助言や支援、健康管理を行うとともに、子育て支援サービスの利用を促進する
- ②ハイリスクアプローチ：子育て世代包括支援センターを中心に福祉・医療・教育等の各部門が連携し、リスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ

※子育て世代包括支援センターはポピュレーションへの伴走支援を主とし、リスクが高く指導・介入的支援が必要な場合は子ども家庭総合支援拠点が対応

## ネウボラの全体像



## これまでの取り組み状況

◆平成29年から『高知版ネウボラ』を掲げ、「妊娠期からの切れ目のない総合的な支援体制づくり」を目指して4つの取り組みをスタート

4つの取り組みの実施状況		
<b>1. 子育て世代包括支援センターの設置促進</b> ・ H28：県内5市町村が設置 ・ R4：県内全市町村が設置 (全国で27番目)	・ 母子保健Co配置への財政支援 (子ども・子育て支援交付金：利用者支援事業) ・ 子育て世代包括支援センター連絡調整会議 (毎年)	①妊産婦等の実情把握 →母子手帳交付時面談率100% ②情報提供・助言・保健指導 →全市町村が利用者支援事業実施 ③支援プラン策定 →全妊婦の74.1%に策定 (R2) ※うち全員策定：14市町村 ④関係機関との連絡調整 →関係部署との検討会：年29回 (R2平均)
<b>2. 人材確保・運営支援</b>	・ 母子保健Co研修会 (毎年) ・ R2:アセスメントシート活用手引作成	各市町村のアセスメントシート活用量率 100% (R3)
<b>3. 人材育成</b> 継続的な取組が必要	・ H30、R1：ネウボラ推進会議実施 (高知市、香南市、いの町) ・ R3：全市町村合同ヒアリング (母子・児童・子育て3部門)	定期情報共有の場がある市町村 (R3合同ヒアリング結果) ・ 包括と児童福祉 31/34 ・ 包括と子育て支援センター 17/22 ・ 包括と保育所 28/34 ・ 包括と学校 27/34
<b>4. 他機関との連携強化</b> 取組のさらなる充実強化が必要	(同左)	(同左)

## ◆令和4年度の主要な取り組み

### I 妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化

子育てのリスク予防に向けて、各市町村の母子保健と児童福祉、さらには保育・教育との情報共有など、多機関が連携した支援体制を強化

- 6～10月：各市町村との合同ヒアリングを実施 (支援プラン策定後の連携体制、保育・教育との情報共有体制等を協議) 乳幼児健診受診から就学前までの支援フローを明確化 (市町村によるセルフチェック)
- 10～12月：母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関に関する勉強会の開催とモデル市町村の選定協議
- 11～2月：県と福祉保健所による各市町村の支援体制の確認・評価、各市町村への助言指導
- 通年：具体的な事例を通じて多職種が連携した支援の実践を学ぶブロック別研修会の開催

KPI	現状	R4目標
子育て世代包括支援センターと児童福祉部門が定期的な協議の場を活用し、連携して支援プランを見直している市町村	31市町村	全市町村

### II 子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

子育て支援サービスの利用促進に向けて、各種サービスの認知度向上を図り子育てを応援する機運を醸成 (特に若い世代への発信を強化)

- 5～9月：子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等の取組を分かりやすく周知する動画を制作、サイトをリニューアル
- " : 少子化対策推進県民会議若い世代部会において、子育ての経験等を紹介し子育てを身近に感じてもらうリレー動画を制作
- 10～2月：動画等を活用したプロモーションを展開 (少子化対策推進県民会議や市町村とも連携)

KPI	現状	R4目標
県の子育て支援ポータルサイト「こうちプレまnet」への年間アクセス件数	93,666件	120,000件

# 第4期日本一の健康長寿県構想Ver. 3 令和4年度 PDCAシート【年間計画】

シートNO II-14 第1回推進会議  
作成課・担当 子ども家庭課 大石・小松

柱II 具体的な施策名 ヤングケアラーへの支援の充実 【構想冊子p.45】

目標値	指標	基準値	第4期構想各年度末の目標値【( )内は最新値】					
			令和3年度	評価	令和4年度	評価	令和5年度	評価
中高生の認知度	—	—	—	—	50%	—	60%	—
子ども家庭総合支援拠点の設置	2市町(R1)	13市町村(12市町村)	○	7割の市町村(R4.4.1:16市町村)	8割の市町村			
各分野での研修実施	—	— (児童福祉担当100%)	—	—	全市町村	—	全市町村	
アセスメントシート活用による把握	—	—	—	—	7割の市町村	—	全市町村	

**あるべき姿 (令和5年度)**  
ヤングケアラーの認知度が向上し、早期に適切な支援に繋がっている

**現状**  
・ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、本人や周囲が気付きにくい。  
・相談窓口が不明確であり、支援関係者などが支援につなぐ体制の構築が不十分

**課題**  
・ヤングケアラーの認知度を高め、福祉・教育・介護・医療の各分野が連携し早期に発見し支援に繋げる取組が必要。  
・学校やケアを担う支援関係者などが子どもの状況に気付き、支援につなぐ体制の構築が必要

## 令和4年度の具体的な進め方【P】

対策区分	社会的認知度の向上	相談支援体制の充実	早期発見	ニーズに応じた支援の充実
4月	・企画検討委員会①	・子ども家庭支援拠点の設置促進	■福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発	◆市内連携検討チームによる横断的な取組の検討・支援の実施
5月	テレビCM、SNS広告等	◆多職種連携によるアセスメント研修	◆ヤングケアラー支援マニュアルの活用(児童福祉・教育分野)	◆ヤングケアラーコーディネーターの配置による市町村の取組支援
6月	・企画検討委員会② ●実態調査の実施(6月～7月)	・児童福祉担当部署とSSWとの定期的な情報共有体制の構築	●支援マニュアル活用研修	・市内連携検討チームでの検討を踏まえた支援の実施 ・個別事例を通じた支援や連携方法等について助言
7月	・企画検討委員会③	◆子ども家庭支援拠点の設置促進	◆福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発	◆ヤングケアラーコーディネーターの配置による市町村の取組支援
8月	●フォーラム(3ヶ所)	◆子ども家庭支援拠点の設置促進	◆福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発	◆ヤングケアラー支援マニュアルの活用(児童福祉・教育分野)
9月	・企画検討委員会④ ●実態調査の結果分析	◆子ども家庭支援拠点の設置促進	◆福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発	◆ヤングケアラー支援マニュアルの活用(児童福祉・教育分野)
10月	・企画検討委員会⑤ ●実態調査結果を踏まえた支援策の検討	◆子ども家庭支援拠点の設置促進	◆福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発	◆ヤングケアラー支援マニュアルの活用(児童福祉・教育分野)
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

●オンラインサロン (3回開催)

# ヤングケアラーへの支援の充実 ～ 教育から福祉への連携 ～

- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
  - 家庭内のデリケート問題でもあり、子ども自身が声を上げにくく、課題が表面化しづらい構造にある。
- \*ヤングケアラー把握数：市町村児童福祉担当部署（R4.4.1現在）26件  
スクールソーシャルワーカー（R3年度）82件

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで本人の育ちや教育に影響を受けることがあり、ヤングケアラーの社会的認知度を高め、福祉・教育・介護・医療の各分野が連携し、課題を抱える子どもを早期に発見し、必要な支援につなげる取り組みが必要

### 【目標】

ケアを担う子どもたちが社会から孤立せず、希望や将来への見通しを持って生活できる環境を整えることを目指す。

## ◆令和4年度の主要な取り組み

認知度向上	●中高生の生活実態アンケート調査（6月） ⇒ 分析し支援策を検討	●普及啓発フォーラム（8月：県内3か所） ●ポスター・啓発グッズの制作配布	●各種媒体での啓発（CM, YouTube広告, SNS広告等） ●県民世論調査 など	*認知度：中高生 R3年度 ー% → R4年度 50% 県民全体 R3年度 51.5% → R6年度 70%以上  *各分野での研修実施：R4年度 全市町村  *子ども家庭総合支援拠点：R3年度 13市町村 → R4年度 23市町村 *アセスメントシート活用による把握：R4年度 全件
早期発見	●福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発 ●児童福祉及び学校、関係各分野が活用する簡易版支援マニュアル作成及び活用推進 ●児童福祉担当部署と母子保健担当部署、教育（学校、SSW含む）との定期的な情報共有体制の構築（合同ヒアリングの実施など）			
相談支援体制の充実	●子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ●多職種連携によるアセスメント研修 ●ヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村の支援策について提案 ●各市町村の児童福祉担当部署とSSWとの定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実			

【学校】学校でしっかりと把握を行い、児童に寄り添い 児童福祉とつながる。

連携

【児童福祉】児童福祉でしっかりと見立てを行い、支援が確実に届く。

